

施策名	目標1－3 気候変動の影響への適応策の推進										担当部局名	地球環境局 気候変動科学・適応室				
施策の概要	気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）及び気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定）に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。										政策評価実施予定時期	令和7年8月	政策評価実施時期			
達成すべき目標	気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。										政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進				
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ・気候変動適応法（平成30年法律第50号） ・気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定） ・経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定） ・気候変動影響評価報告書（令和2年12月公表）															
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠				達成
		基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度					
1 気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数	-	-	47	R6年度	-	-	47	47	-	-	-	法第13条において、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点（地域気候変動適応センター）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとするとして規定されているため。 また、法附則第5条「適応法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」に則って、目標年度を5年後の令和5年度としたところ、目標を達成でいなかったことから、引き続き都道府県における地域気候変動適応センターの設置を働きかけていく。				
2 適応法に基づく地域気候変動適応計画を策定している中核市・特例市の数	-	-	85	令和8年度	-	-	-	65	-	85	-	法第12条において、都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画という。）を策定するよう努めるものとするとして規定されているため。令和5年度までに、全ての都道府県及び政令指定都市において地域気候変動適応計画が策定されたことから、今後は、主に中核市・特例市における計画策定を促進する。				
					40	55	59	-	-	-	-					

測定指標		基準		目標		施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							達成	
						施策の進捗状況(実績)														
		基準年度		目標年度		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度								
3		-	-	気候変動適応計画の改定	R8年度	気候変動適応計画の策定	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集の開始	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集	気候変動影響評価報告書の素案作成	適応法に基づく気候変動影響評価報告書の作成	気候変動適応計画の改定	-	法第7条において、政府は気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画を定めなければならないものと規定されている。また、法第10条において、環境大臣は、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成しなければならないものとされている。そして、法第8条において、気候変動適応計画は、最新の当該報告書等を勘案して見直していくこととされているため。							
						気候変動適応計画の策定	次期報告書作成に向けた情報収集の開始	次期報告書作成に向けた情報収集の実施	-	-	-	-								
4		2	平成26年度	17	R6年度	13	14	15	17	-	-	-	法第27条において、政府は気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものと規定されている。 また気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定)において、開発途上国への支援は基本戦略の一つとして定められており、アジア太平洋地域の脆弱国において適応計画策定や人材育成に貢献することとしているため。							
						11	12	16	-	-	-	-								
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	
(1)	気候変動影響評価・適応推進事業 (平成18年度)	1,2,3,4	004750	(5)	-	-	-	(9)		-	-	-	(13)	-	-	-	(17)	-	-	
(2)	-	-	-	(6)	-	-	-	(10)		-	-	-	(14)	-	-	-	(18)	-	-	
(3)	-	-	-	(7)	-	-	-	(11)		-	-	-	(15)	-	-	-	(19)	-	-	
(4)	-	-	-	(8)	-	-	-	(12)		-	-	-	(16)	-	-	-	(20)	-	-	

	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等					
		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】				
		【測定指標】					
	学識経験を有する者の 知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
						【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報						